

株 主 各 位

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

タビオ株式会社

代表取締役社長 越 智 勝 寛

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月20日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2020年5月21日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
なんばパークス内パークスタワー17F
当社本店大会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。） |

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

1. 第43期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

◎【本年より、株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただくことになりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。】

◎開会間際は受付が混雑しますので、お早めにご来場下さいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時間は午前9時を予定しております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.tabio.com/jp/corporate/news/>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tabio.com/jp/corporate/news/>）に掲載しております。
- (1) 連結計算書類の「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「個別注記表」
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が広がっています。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済につきましては、雇用・所得環境の継続的な改善により、個人消費に持ち直しの動きが見られましたが、2019年10月の消費税増税後は、力強さに欠ける状況が続いております。さらに、米中の通商問題や新型コロナウイルス感染等の下方リスク等もあり、国内景気に下押し圧力がかかっており、予断を許さない状況が続いております。

国内衣料品販売の市場では、個々人の価値観は多様化・複雑化の一途を辿っており、SNS等を活用した「個性」と「共感」を提供できる体験型消費が求められています。加えて、昨今の気候変動により従来の季節型マーチャンダイジングは通用しなくなっており、生産現場から店頭までのすべてのサプライチェーンを含めた抜本的な改革が必要とされております。

このような状況の中で当グループは、店頭から生産現場までを結んだ情報システム網を活用し、製造・販売を一体化した自己完結型の国内生産体制の強みを生かしながら、多様に変化する顧客ニーズに、機敏かつ柔軟に対応できるように尽力して参りました。

春夏物商戦においては、前年好調に推移したレギンスやセパレートレギンスの需要が一巡したことや、消費者の需要や季節感に応じた既存商品、並びに新たな商品提案が弱かったこと等により、販売は低調に推移しました。秋冬物商戦においては、カラータイツの拡充等、メリハリを効かせた品揃えを行ったものの、消費税増税や暖冬による影響を強く受けたことに

加え、年度末には新型コロナウイルスの影響も出始めたことにより販売は振るわず、通期の売上は前年を下回りました。

出退店状況におきましては、フランチャイズチェーン店5店舗、直営店12店舗の新規出店と、フランチャイズチェーン店3店舗、直営店7店舗の退店により、当連結会計年度末における店舗数は、フランチャイズチェーン店92店舗、直営店181店舗（海外5店舗を含む）、合計273店舗となりました。

連結子会社におきましては、Tabio France S.A.S.における欧州事業基盤の安定化とECサイトの運営強化に取り組み、タビオ奈良株式会社では、商品品質検査や検査検品体制の強化、通販向け出荷業務の効率化を継続して行って参りました。

利益面におきましては、第2四半期において、連結子会社の退職給付制度移行損失39百万円を計上した他、通期では直営店の移転・リニューアルや不採算直営店の内装・什器等にかかる減損損失95百万円、アメリカ事業におけるECサイトの減損損失22百万円、海外子会社における直営店の減損損失28百万円等を特別損失として計上致しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、15,722百万円（前年同期比4.6%減）、営業利益は249百万円（前年同期比58.9%減）、経常利益は262百万円（前年同期比57.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は7百万円（前年同期比97.9%減）となりました。

事業部門別では、当グループの主力部門である「靴下屋関連部門」は、中高生からファミリー層に至るお客様に向けて、地域・出店場所に応じた品揃えと、ご来店いただきやすい店舗を念頭においた『靴下屋』を核として、ブランド構築を進めて参りました。

当部門では、好立地・高効率型小型店舗のテスト出店を行うと同時に、タブレット端末やスマートフォン端末を使った「Tabio SEARCH」システムを導入することによって、店頭のオムニチャネル化を目指して参りました。加えて、商品構成の見直しを図る等、既存店の更なる強化も進めて参りました。また、本店ECサイトでは、改修や店頭とリンクした販促活動を継続的に行うことによって、お客様の利便性を求めて参りました。

以上の結果、「靴下屋関連部門」の売上高は、12,800百万円（前年同期比4.9%減）となりました。なお、フランチャイズチェーン店5店舗、直営店5店舗の新規出店とフランチャイズチェーン店3店舗、直営店4店舗の退店により、当連結会計年度末における「靴下屋関連部門」の店舗数は、フランチャイズチェーン店92店舗、直営店122店舗、合計214店舗となりました。

「ショセツ関連部門」では、百貨店やファッションビル等、ハイセンスな立地への出店に特化し、品質や感度の高い商品を展開する『タビオ』、上質で品格があり、こだわりを持った紳士靴下の提案を行う『タビオ・メン』のブランド構築を進めて参りました。

「ショセツ事業」では、ファッション感度の高い立地での『タビオ』店舗の新規出店やレディース・メンズの複合型ショップの構築、働く女性に向けた高品質で機能性の高い商品の企画・提案を行うことにより、ハイセンスで付加価値の高いブランドイメージの構築を目指して参りました。また、「紳士靴下事業」では、メンズ単独店におけるストアブランドの確立と、『靴下屋』『タビオ』店舗における既存メンズ売場のリニューアルによる強化を図ると共に、親和性の高いメンズブランドとのコラボレーションの実施等、メンズマーケットの拡大に努めて参りました。

以上の結果、「ショセット関連部門」の売上高は、2,560百万円（前年同期比3.7%減）となりました。なお、直営店6店舗の新規出店と直営店3店舗の退店により、当連結会計年度末における「ショセット関連部門」の店舗数は、直営店54店舗となりました。

「その他の部門」のうち、「海外関連部門」では、イギリス支店において、イギリス国内向けE Cサイトの運営体制の見直しを行うと共に、フランスの販売子会社Tabio France S.A.S.では、E C事業の強化や既存店舗のテコ入れを通して、欧州事業の安定した収益基盤の強化に継続的に取り組んで参りました。また、北米向けのE C事業では、SNS等による販促の強化に加え、米国向け商品の提案や現地でのイベント企画、ファッション雑誌への商品提供を行う等、Tabioブランドの認知度向上に向けた施策を行って参りました。

この結果、「その他の部門」の売上高は、361百万円（前年同期比0.2%減）となりました。

なお、当連結会計年度末における「海外関連部門」の店舗数は、フランス国内において1店舗の直営店を出店したことにより、イギリス国内直営店2店舗、フランス国内直営店3店舗の合計5店舗となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、気候変動や新型コロナウイルスに関する影響、消費税増税に伴う生活防衛意識の高まり等、先行きが見通せない経済環境が続くことが見込まれております。国内衣料品販売においては、ECサイトとリンクした店舗の実現に加え、気候変動を前提とした商品マーチャンダイジングの見直し等、根本的な部分からの構造改革が求められつつあります。こうした中で、お客様に選ばれるブランドとなるためには、自社の特性や強みを再確認し、ターゲットや商品構成を見直すと共に、お客様の利便性を追求したサービスを目指すことが求められております。

このような状況の中で当グループは、『不易流行』の企業理念を貫き、お客様視点を第一とした経営を推し進めていくと共に、少し先の未来を想定しながら着実かつ挑戦的な施策を実行して行くことにより、時代や環境の変化に俊敏に対応できる企業集団の構築を目指して参ります。

次期戦略としては、まず国内販売体制において、EC販売を起点としたリアルとネットの強化を進めるため、従来の機能別組織から事業部制組織への再編成を行います。事業部制を進め、ブランド毎にOMO（Online Merges with Offline）体制の構築を一貫して行うことで、ブランドの特徴を明確に打ち出し、事業部間の競争意識の醸成を促すことにより、お客様に選んでいただける世界一の靴下総合企業を目指して参ります。

また、「メンズ事業」については前年から引き続き、レディース事業と並ぶ当社の柱とすべく、メンズ単独店やメンズ・レディースの複合店の出店と既存売場の強化、親和性の高い他業種メンズブランドとのコラボレーションの加速等に取り組んで参ります。

海外販売体制につきましては、まず欧州において、イギリス国内におけ

るE C事業の更なる拡大と既存店も含めた運用体制の強化を行うと共に、フランスでは既存店の運営強化と新たな販路の開拓を通じて、収益基盤の確立に取り組んで参ります。北米向けE C事業に関しては、更なる認知度向上と新規ユーザーの獲得を目指し、SNSを用いた販促活動の強化や現地イベントの開催等を積極的に行って参ります。

株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額の総額は650百万円であり、その主なものは直営店の新規出店や移転・増床・改装に伴う差入保証金及び内装・什器やソフトウェア等であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 40 期	第 41 期	第 42 期	第 43 期 (当連結会計年度)
	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期	2020年2月期
売 上 高(百万円)	15,868	16,386	16,486	15,722
経 常 利 益(百万円)	502	493	621	262
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	233	110	364	7
1株当たり当期純利益(円)	34.34	16.21	53.52	1.11
総 資 産(百万円)	9,250	9,050	9,166	8,756
純 資 産(百万円)	5,800	5,751	5,900	5,677

(注)「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 又 出 資 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
タビオ奈良株式会社	千円 9,000	% 100.0	物流業務、靴下の企画・検査・検品・加工、機械の製造・販売等
Tabio France S.A.S.	千€ 900	% 100.0	衣料品の小売、卸売及び輸出入

(7) 主要な事業内容

靴下の企画・卸・小売とフランチャイズチェーン・直営店『靴下屋』、直営店『タビオ』等の展開を事業としております。

現在、当社の直営店を全国に176店舗（『靴下屋』関連122店舗、『ショセツト』関連54店舗）有しており、フランチャイズ加盟店は全国で92店舗に至っております。

海外支店としてイギリスに2店舗、海外子会社の直営店としてフランスに3店舗を展開しております。

タビオ奈良株式会社は物流業務及び商品の検査・研究業務を行っております。

(8) 主要な事業所等

① 本 社：大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
なんばパークス内パークスタワー16F

東 京 支 店：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号渋谷クロスタワー31F

直 営 店：176店舗

区分	地 域	主 要 な 店 舗 名	店舗数
靴下屋 関連	北 海 道	札幌アピア、札幌ステラプレイス	4 店
	東 北	エスパル仙台、仙台セルバ	5 店
	関 東	ルミネ北千住、ルミネ新宿、渋谷マークシティ、 ルミネ有楽町、ルミネ立川、アトレ恵比寿、ルミ ネ大宮 1・2、テラスモール湘南、ルミネ横浜	56店
	甲信越・北陸・東海	ラブラ万代、イオンモール高岡、名古屋パルコ、 新静岡セノバ	14店
	近 畿	なんばパークス、ルクア、イオンモール神戸北	20店
	中 国 ・ 四 国	さんすて福山	7 店
	九 州 ・ 沖 縄	アミュプラザ博多、アミュプラザ鹿児島、 熊本下通り	16店
	小 計		122店
ショ セ ツ ト 関 連	北 海 道	札幌アピア	1 店
	東 北	仙台パルコ本館	1 店
	関 東	東京ソラマチ、東武池袋、表参道ヒルズ、六本木 ヒルズ、ルミネエスト、GINZA SIX、KITTE、 代官山	26店
	甲信越・北陸・東海	JR名古屋高島屋、ラシック名古屋	7 店
	近 畿	大丸梅田、阪神百貨店、大丸京都、京都寺町、 グランフロント大阪、阪急三番街	11店
	中 国 ・ 四 国	福屋百貨店	1 店
	九 州 ・ 沖 縄	ラシック福岡天神、博多阪急、小倉井筒屋、 鶴屋百貨店、アミュプラザ鹿児島	7 店
	小 計		54店
総 合 計		176店	

② 子会社等

国内	タビオ奈良株式会社	奈良県北葛城郡広陵町三吉578
国外	Tabio France S.A.S.	フランス
	Tabio Retail S.A.S.	フランス

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
290名	+11名

(注) 上記従業員のほか、販売職社員等（年間平均雇用人数）が645名おります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	63,200千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 26,000,000株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 6,792,618株（自己株式 21,262株を除く）
(3) 株主数 9,870名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社越智産業	2,478,000株	36.48%
エム・エス・エヌ株式会社	1,075,900	15.84
タビオ取引先持株会	231,392	3.41
越智直正	200,000	2.94
越智勝寛	200,000	2.94
石坂 牽之	80,500	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	80,500	1.19
兼 古 麻 里	50,500	0.74
兼 古 里 香	50,500	0.74
タビオ従業員持株会	42,250	0.62

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	越 智 直 正	
代 表 取 締 役 社 長	越 智 勝 寛	
専 務 取 締 役	荻 原 正 俊	東京支店長 Tabio France S.A.S. 代表取締役
取 締 役	谷 川 繁	財務部長
取 締 役	越 智 康 彦	
取 締 役	真 砂 輝 男	戦略ビジネス本部長 タビオ奈良株式会社代表取締役
取 締 役	大 武 健 一 郎	(NPO法人)ベトナム簿記普及推進 協議会理事長
常 勤 監 査 役	小 田 明	
監 査 役	林 裕 之	弁護士（太田・柴田・林法律事務所）
監 査 役	高 山 和 則	公認会計士・税理士（高山公認会 計士事務所）

- (注) 1. 監査役 林 裕之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務分野において豊富な知識と経験を有するものであります。
2. 監査役 高山和則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 大武健一郎氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 林 裕之及び高山和則の両氏は、社外監査役であります。
5. 取締役 大武健一郎、監査役 林 裕之及び高山和則の3氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬については、報酬限度額を株主総会で決議しております。

取締役の報酬限度額は、2009年5月28日開催の第32期定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されており、この報酬枠とは別に、2019年5月23日開催の第42期定時株主総会において年額25,000千円以内（社外取締役を除きます。）とする譲渡制限付株式報酬枠を決議されております。

なお、各取締役の報酬額については、報酬限度額の範囲内において、取締役会で承認された役位別月額報酬に基づき、代表取締役が各取締役の職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ決定しております。

監査役の報酬限度額は、2009年5月28日開催の第32期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されており、この報酬枠とは別に、2019年5月23日開催の第42期定時株主総会において年額5,000千円以内とする譲渡制限付株式報酬枠を決議されております。

なお、各監査役の報酬については、職務の内容、経験及び当社の状況等を勘案のうえ監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 136,948千円（内社外 1名 4,800千円）

監査役 3名 16,274千円（内社外 2名 4,800千円）

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、4,422千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 大武 健一郎

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会理事長であり、(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適時質問すると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ハ. 社外取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役大武健一郎氏との間で、職務を行うにつき、善意で

かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

② 社外監査役 林 裕之

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は太田・柴田・林法律事務所の弁護士であり、太田・柴田・林法律事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会及び監査役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会及び監査役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適時質問すると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ハ. 社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役林 裕之氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 社外監査役 高山 和則

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は高山公認会計士事務所の公認会計士・税理士であり、高山公認会計士事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会及び監査役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会及び監査役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適時質問すると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ハ. 社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役高山和則氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 16,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意致しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び整備運用状況

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの全役職員が、法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守するため、コンプライアンス規程を定めるとともに、研修を充実させる。
 - (2) 社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、各部署からの情報収集や議論、情報発信を通じて、当社グループの全役職員のコンプライアンス意識を高めるとともに適正業務推進室は業務の監査を通じて法令等への遵守状況を監視し、コンプライアンス体制の推進を図る。
2. 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録・経営会議会議録・稟議書など取締役の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び社内規程に基づき適切に保存するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理を重要な経営管理の一つであると位置付けており、その有効性と適切性を維持するべく経営危機管理規程を定めるとともに、社長を本部長とした「危機管理委員会」により、万一発生した危機において、拡大防止・損失の低減・事態の鎮静を第一義的に迅速かつ的確な組織的対応を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 原則として毎月1回第2火曜日に開催する定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
 - (2) 原則として毎週火曜日に取締役と必要に応じて各部署責任者による経営会議を開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
 - (3) 取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社管理を管掌する担当部署を置き、子会社の取締役の執行を監視・監督する。
- (2) 子会社の営業成績、財務状況及び経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会又は経営会議に報告し、承認を得て行うこととする。
- (3) 定期的に子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会は、監査役の要請により、必要ある場合には職務を補助する専任の使用人を配置するものとし、その使用人の選任及び解任に関しては、監査役の同意を得て行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人を置く場合には、当該使用人の業務指示は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動・人事考課・懲戒については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- (2) 監査役は独立性をもって各部署に赴き、業務の状況の確認やヒアリングをすることができる。
- (3) 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会・経営会議・その他重要会議に出席するとともに、書類の閲覧や質問を行うことができる。
- (2) 監査役は、各部署の会議その他あらゆる場面に出席することができる。
- (3) 監査役は、適正業務推進室や監査法人と連携し、効率的な監査を行う。

- (4) 監査役は、その職務の執行に必要なと認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家を利用することができ、当社はその費用を負担する。

10. 反社会的勢力に向けた取り組み

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固拒否することを基本的な考えとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、総務部を対応部署としており、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それら勢力からの不当な要求を受けた場合に備え、平素から所轄警察署・企業防衛連合協議会・顧問弁護士等外部の専門機関との連携を築き、反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行う。

11. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的に開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しております。また、各部署責任者以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

(2) 監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度において監査役会を定期的に開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに適正業務推進室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認する等適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンス委員会及び危機管理委員会を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資確保、不測の事態に備えております。

(5) 反社会的勢力排除について

お取引先様との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,341,048	流動負債	2,141,788
現金及び預金	2,801,415	買掛金	514,921
売掛金	710,587	電子記録債務	668,793
商成品	691,872	1年内返済予定の	
貯蔵品	463	長期借入金	63,200
その他の金	137,220	リース債務	126,171
貸倒引当金	△510	未払費用	292,175
固定資産	4,415,311	未払法人税等	1,669
有形固定資産	2,280,045	賞与引当金	109,903
建物及び構築物	700,360	ポイント引当金	38,333
機械装置及び運搬具	3,289	資産除去債務	5,630
土地	1,182,654	その他の他	320,990
リース資産	215,708	固定負債	937,465
建設仮勘定	101,299	リース債務	217,003
その他の他	76,732	退職給付に係る負債	300,447
無形固定資産	496,363	資産除去債務	293,469
ソフトウェア	320,042	その他の他	126,544
ソフトウェア仮勘定	7,900		
その他の他	168,421	負債合計	3,079,253
投資その他の資産	1,638,902	純資産の部	
差入保証金	1,375,472	株主資本	5,680,210
繰延税金資産	213,372	資本金	414,789
その他の他	50,058	資本剰余金	92,424
		利益剰余金	5,194,913
		自己株式	△21,915
		その他の包括利益累計額	△3,104
		為替換算調整勘定	△3,104
		純資産合計	5,677,106
資産合計	8,756,360	負債・純資産合計	8,756,360

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		15,722,834
売上原価		6,913,094
売上総利益		8,809,739
販売費及び一般管理費		8,560,695
営業利益		249,044
営業外収益		
受取利息	81	
仕入割引	12,554	
固定資産賃貸料	1,433	
受取手数料	196	
受取補償金	1,594	
助成金収入	4,911	
雑収入	2,877	23,649
営業外費用		
支払利息	3,379	
為替差損	2,873	
固定資産圧縮損	2,000	
雑損	1,641	9,894
経常利益		262,799
特別損失		
固定資産除却損	9,416	
リース解約損	3,674	
賃貸借契約解約損	6,019	
退職給付制度移行損失	39,945	
減損損失	146,975	206,031
税金等調整前当期純利益		56,767
法人税、住民税及び事業税	68,529	
法人税等調整額	△19,324	49,204
当期純利益		7,562
親会社株主に帰属する当期純利益		7,562

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	414,789	92,424	5,391,766	△1,044	5,897,935
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△204,360		△204,360
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			7,562		7,562
自 己 株 式 の 取 得				△26,824	△26,824
自 己 株 式 の 処 分		△55		5,952	5,896
利益剰余金から資本剰余 金 へ の 振 替		55	△55		—
株主資本以外の項目 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△196,853	△20,871	△217,725
当 期 末 残 高	414,789	92,424	5,194,913	△21,915	5,680,210

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	2,565	2,565	5,900,501
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		—	△204,360
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		—	7,562
自 己 株 式 の 取 得		—	△26,824
自 己 株 式 の 処 分		—	5,896
利益剰余金から資本剰余 金 へ の 振 替		—	—
株主資本以外の項目 当期変動額（純額）	△5,670	△5,670	△5,670
当 期 変 動 額 合 計	△5,670	△5,670	△223,395
当 期 末 残 高	△3,104	△3,104	5,677,106

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,153,584	流 動 負 債	2,070,415
現 金 及 び 預 金	2,621,458	買 掛 金	512,968
売 掛 金	711,825	電 子 記 録 債 務	668,793
商 品	681,828	1 年 内 返 済 予 定 の	63,200
貯 蔵 品	109	長 期 借 入 金	113,255
前 払 費 用	87,461	リ ー ス 債 務	188,666
未 収 入 金	15,190	未 払 費 用	261,664
そ の 他 金	36,221	未 払 法 人 税 等	1,600
貸 倒 引 当 金	△510	未 払 消 費 税 等	62,121
固 定 資 産	3,660,025	預 り	60,035
有 形 固 定 資 産	1,500,218	前 受 収 益	2,072
建 物	109,789	賞 与 引 当 金	98,074
工 具、器 具 及 び 備 品	68,656	ポ イ ン ト 引 当 金	32,334
土 地	1,034,564	資 産 除 去 債 務	5,630
リ ー ス 資 産	186,002	固 定 負 債	790,953
建 設 仮 勘 定	101,205	リ ー ス 債 務	178,741
無 形 固 定 資 産	311,195	長 期 未 払 金	15,533
ソ フ ト ウ ェ ア	297,508	退 職 給 付 引 当 金	219,326
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	7,900	資 産 除 去 債 務	291,851
電 話 加 入 権	5,786	長 期 預 り 保 証 金	85,500
投 資 そ の 他 の 資 産	1,848,611	負 債 合 計	2,861,369
関 係 会 社 株 式	151,091	純 資 産 の 部	
出 資 金	169	株 主 資 本	4,952,240
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	93,077	資 本 金	414,789
長 期 前 払 費 用	9,790	資 本 剰 余 金	92,424
繰 延 税 金 資 産	184,000	資 本 準 備 金	92,424
差 入 保 証 金	1,367,146	利 益 剰 余 金	4,466,943
そ の 他	43,336	利 益 準 備 金	65,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,401,943
		別 途 積 立 金	100,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,301,943
		自 己 株 式	△21,915
		純 資 産 合 計	4,952,240
資 産 合 計	7,813,610	負 債・純 資 産 合 計	7,813,610

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		15,564,274
売上原価		6,909,555
売上総利益		8,654,719
販売費及び一般管理費		8,456,553
営業利益		198,165
営業外収益		
受取利息	1,743	
仕入割引	12,554	
固定資産賃貸料	39,257	
受取手数料	796	
雑収入	3,303	57,655
営業外費用		
支払利息	2,837	
為替差損	2,390	
雑損	1,618	6,846
経常利益		248,974
特別損失		
固定資産除却損	9,135	
リース解約損	3,674	
賃貸借契約解約損	6,019	
減損損失	118,949	137,779
税引前当期純利益		111,195
法人税、住民税及び事業税	61,830	
法人税等調整額	△9,289	52,540
当期純利益		58,654

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金
当 期 首 残 高	414,789	92,424	—	92,424	65,000
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△55	△55	
利益剰余金から資本剰余金への振替			55	55	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	414,789	92,424	—	92,424	65,000

	株主資本						純 資 産 合 計
	利益剰余金			自 己 株 式	株主資本合計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計				
	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	100,000	4,447,705	4,612,705	△1,044	5,118,874	5,118,874	
当 期 変 動 額							
剰余金の配当		△204,360	△204,360		△204,360	△204,360	
当 期 純 利 益		58,654	58,654		58,654	58,654	
自己株式の取得				△26,824	△26,824	△26,824	
自己株式の処分				5,952	5,896	5,896	
利益剰余金から資本剰余金への振替		△55	△55		—	—	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					—	—	
当期変動額合計	—	△145,762	△145,762	△20,871	△166,633	△166,633	
当 期 末 残 高	100,000	4,301,943	4,466,943	△21,915	4,952,240	4,952,240	

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020 年 4 月 14 日

タビオ株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中谷 聡子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タビオ株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タビオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020 年 4 月 14 日

タビオ株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中谷 聡子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、タビオ株式会社の 2019 年 3 月 1 日から 2020 年 2 月 29 日までの第 43 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020 年 4 月 23 日

タビオ株式会社 監査役会

常勤監査役 小 田 明 ㊟

社外監査役 林 裕 之 ㊟

社外監査役 高 山 和 則 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第43期の期末配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本に、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円
総額 203,778,540円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年5月22日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数
1	お ち なお まさ 越 智 直 正 (1939年6月2日生)	1955年3月 キング靴下入社 1968年3月 ダンソックス創業 1977年3月 当社設立 代表取締役社長就任 2008年5月 代表取締役会長就任（現任） (取締役候補者としての理由) 当社の創設者であり、当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、2008年5月より当社の代表取締役会長として経営を担っております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	200,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数
2	お ち かつ ひろ 越 智 勝 寛 (1969年3月20日生)	1994年10月 株式会社ハウス オブ ローゼ入社 1997年3月 当社入社 2003年3月 商品本部長 2004年5月 取締役就任 2007年3月 第一営業本部長 2008年5月 代表取締役社長就任（現任） 2014年3月 営業本部長	200,000株
		(取締役候補者とした理由) 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、2008年5月より当社の代表取締役社長として経営を担っております。豊富な経験を有し十分な実績を上げており、優れた経営手腕が発揮されることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	
3	おぎ わら まさ とし 萩 原 正 俊 (1949年7月2日生)	1978年4月 三井不動産株式会社入社 2009年8月 当社入社 2009年8月 専務取締役就任（現任） 2013年9月 東京支店長（現任） (重要な兼職の状況) Tabio France S.A.S. 代表取締役	12,409株
		(取締役候補者とした理由) 2009年8月より当社の専務取締役に就任しており、前職において培った経営全般にわたる高い見識が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数
4	たに がわ しげる 谷 川 繁 (1956年12月2日生)	1979年4月 株式会社セカイフジ入社 1982年11月 当社入社 1999年3月 財務部長（現任） 2002年5月 取締役就任（現任） 2016年3月 管理本部長 (取締役候補者とした理由) 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、2002年5月より当社の取締役を務めております。主に管理部門に豊富な経験と知見を有しており、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	22,139株
5	お ち やす ひこ 越 智 康 彦 (1972年1月25日生)	1995年4月 当社入社 2007年4月 商品本部長 2008年6月 執行役員就任 2011年4月 上席執行役員就任 2014年5月 取締役就任(現任) (取締役候補者とした理由) 商品開発全般にわたる高い見識が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	949株
6	まさ ご てる お 真 砂 輝 男 (1974年10月24日生)	2000年9月 当社入社 2009年3月 メディア部長 2009年4月 執行役員就任 2017年10月 戦略ビジネス本部長 2018年5月 取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) タビオ奈良株式会社代表取締役 (取締役候補者とした理由) 入社以来、WEBマーケティング事業並びにシステム開発に携わり、その豊富な経験と知見を有しており、当社の事業拡大及び経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	1,949株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数
7	おお たけ けんいちろう 大 武 健一郎 (1946年7月10日生)	1970年 5 月 大蔵省(現財務省)入省 1996年 7 月 同省 大阪国税局長 1997年 7 月 同省 大臣官房審議官 1998年 7 月 同省 国税庁次長 2001年 7 月 財務省主税局長 2004年 7 月 同省 国税庁長官 2005年 7 月 商工組合中央金庫(現株式会社商工組合中央金庫)副理事長 2008年 4 月 大塚製菓株式会社 顧問 2008年 5 月 (NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会理事長(現任) 2008年 7 月 大塚ホールディングス株式会社 代表取締役副会長 2014年12月 株式会社シイエム・シイ 社外取締役(現任) 2015年 5 月 株式会社キリン堂ホールディングス社 社外取締役(現任) 2016年 5 月 社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) (NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会理事長 (社外取締役候補者とした理由) 財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門知識を有しており、当社の経営に活かされることを期待し、社外取締役候補者としました。 なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。 責任限定契約について 当社と大武健一郎氏は、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。同氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。	3,900株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、大武健一郎氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届けを出しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小田 明氏並びに高山和則氏の両名が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株 式 数
1	お だ あきら 小 田 明 (1957年11月25日生)	1980年4月 株式会社玉屋入社 1989年5月 当社入社 2000年4月 靴下屋事業部長 2002年5月 内部監査室長 2008年5月 常勤監査役就任（現任） (監査役候補者とした理由) 2008年5月より当社の監査役に就任しております。経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、独立的な立場からの確かな監査を行っており、引き続き監査役候補者となりました。	12,554株
2	たかやま かず のり 高 山 和 則 (1970年10月30日生)	1993年10月 中央新光監査法人入所 1997年5月 公認会計士登録 2004年11月 税理士登録 高山公認会計士事務所開設（現任） 2012年5月 当社社外監査役就任（現任） 2015年6月 サンヨーホームズ株式会社取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 高山公認会計士事務所所長 (社外監査役候補者とした理由) 2012年5月より当社の社外監査役に就任しております。公認会計士として専門的見地や幅広い知識を有し、企業の健全性を確保するために独立した客観的な立場において監査を行っており、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。 責任限定契約について 当社と高山和則氏は、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。同氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。	0株

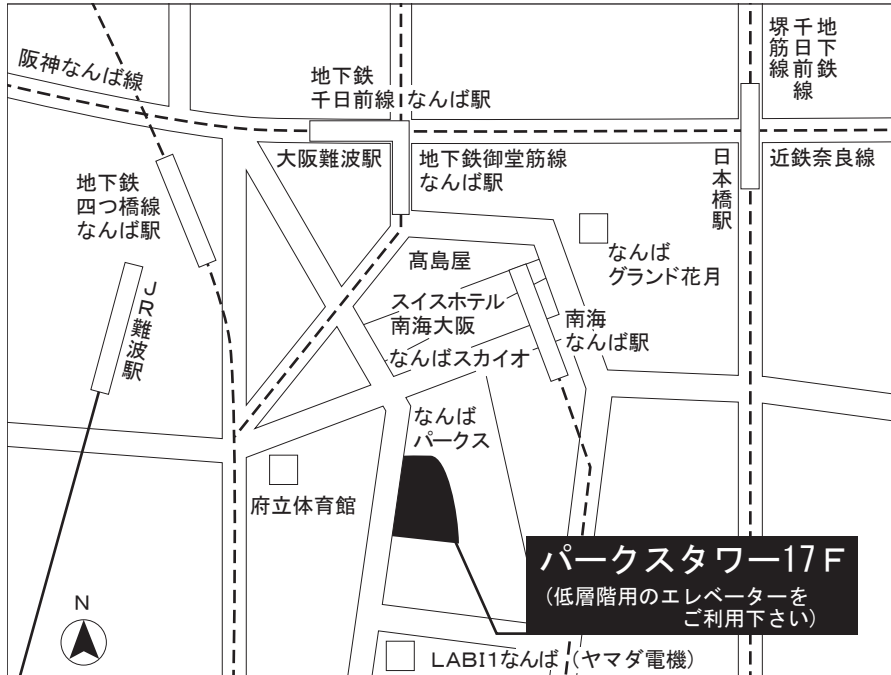
(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、高山和則氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届けを出しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
なんばパークス内パークスタワー17F 当社本店大会議室
(低層階用のエレベーターをご利用下さい)
電 話 06-6632-1200



[交通のご案内]

- ・南海なんば駅 中央口徒歩2分 南口徒歩3分
- ・地下鉄なんば駅 御堂筋線徒歩8分
四つ橋線徒歩15分
千日前線徒歩11分
- ・近鉄/阪神大阪難波駅 徒歩12分
- ・J R 難波駅 徒歩15分